

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」
設立総会

〔資料〕

日 時：平成21年4月23日（木）13：30～
場 所：箕面市役所本館3階 委員会室

式 次 第

1 . 開 会

2 . 来賓挨拶

3 . 出席者紹介

4 . 議 事

第 1 号議案 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」設立の件

第 2 号議案 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約」承認の件

第 3 号議案 役員選出の件

第 4 号議案 事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算承認の件

第 5 号議案 「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」締結及び更新の件

5 . 「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」の交換式

6 . 閉会

第 1 号議案

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」
設立の件

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会の 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」への移行に 関する発議

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会（以下、「自然休養林部会」とする）は、平成18年6月30日に、明治の森箕面国定公園のうち国有林野を主な対象に、豊かで美しい森林の保全・整備及び自然環境に対する尊敬の心をもった森林利用の促進を図るため、関係団体等の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的として設立された。

その後、自然休養林部会では、京都大阪森林管理事務所と連携しつつ、情報交換・意見交換のための定期的会合の開催、清水谷における森林の将来目標像を提示する「清水谷ビジョン」の策定、間伐実施後の植生変化を継続的に調査するプロット調査の実施などの具体的な取組を進めてきた。

このような中、今後、自然休養林部会の活動を更に活性化させるためには、外部からの資金も導入しつつ、自立的な組織として運営を行うことが不可欠となっている。

このため、自然休養林部会では、平成20年6月に開催された第19回部会以降、自然休養林部会を「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行させることについて、精力的な検討を行ってきた。

検討の結果を踏まえて、この度、自然休養林部会関係者有志一同の総意により、自然休養林部会を「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を名称とする「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行させることが適当であることを確認した。

については、平成21年度当初を目途に、別添規約案に基づき、「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を設立することを発議する。

平成21年3月12日

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会
関係者有志一同

第2号議案

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約」
承認の件

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、明治の森箕面自然休養林（箕面国有林）を対象として、豊かで美しい森林の保全・整備及び自然環境に対する尊敬の心をもった森林利用の促進を図るため、「明治の森箕面国定公園管理運営協議会」との連携を図りつつ、自主的な活動により、同自然休養林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するとともに、関係者の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）と緊密な連携の下に次の事業を行うことができる。

- （1）明治の森箕面自然休養林の環境整備・保全に関すること（特に、自然景観と生物多様性の確保に配慮した森林環境の整備）。
- （2）明治の森箕面自然休養林の活用に関すること（ソフト対策の実施に関するものに限る。）。
- （3）明治の森箕面自然休養林のPR、普及啓発に関すること。
- （4）明治の森箕面自然休養林の利用者の安全対策に関すること。
- （5）サポーターの募集・選定及び活用に関すること。
- （6）明治の森箕面自然休養林における生物多様性の確保に向けた植生調査、希少種（歴史的に希少なものを含む）の保護・増殖等に関すること。
- （7）その他目的の達成に必要な事業に関すること（特定の企業等の商品販売、商業活動に繋がらないものに限る。）。

2 協議会は、前項の事業を行うに当たっては、全体活動計画及び年間活動計画を作成する。

3 協議会は、第1項の事業を行うに当たっては、法令等を遵守し、明治の森箕面自然休養林の利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

（構成）

第4条 協議会は、別表の委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 監事 1名

2 役員は会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 代表は、本会を代表し会務を総括するとともに、近畿中国森林管理局長(京都大阪森林管理事務所長)との連絡、調整にあたる。

(2) 監事は、会務を監査する。

(行政関係委員)

第7条 協議会による活動と行政との連携を図るため、協議会に行政関係委員を置く。

2 行政関係委員は、明治の森箕面自然休養林に関する別表の行政機関代表者とする。

3 行政関係委員は、行政との連携を図るために、協議会の活動に対して、必要な助言を与えるものとする。

(相談役)

第8条 協議会に相談役を置く。

2 相談役は、京都大阪森林管理事務所長とする。

3 相談役は、明治の森箕面自然休養林の管理責任者として、協議会の運営に対して、必要な助言を与えるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び例会とする。

(総会)

第10条 協議会の目的を達成するため、代表の招集により、年1回総会を開催し、次の事項を付議する。ただし、総会は、必要に応じて、臨時に開催することができる。

(1) 事業計画(全体活動計画及び年間活動計画)及び収支予算に関する事項

- (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 会議の議長は、代表があたるものとする。議事は出席委員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
 - 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号は、第 2 項の規定に基づく決定を経て公表するものとする。
 - 4 行政関係委員及び相談役は、総会にオブザーバーとして出席することができるものとする。

(例会)

第 1 1 条 協議会の目的を達成するため、事務局の招集により、定期的に例会を開催する。例会では、委員、行政関係委員及び相談役相互において、協議会の活動に関する意見交換及び情報交換に努めるものとする。

(箕面自然調査部会)

第 1 2 条 第 3 条 (6) の事業を実施するため、協議会に「箕面自然調査部会」を置く。

(経費)

第 1 3 条 協議会の運営に関する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 補助金等
- (2) サポーターからの資金
- (3) その他第 3 条の事業実施に伴う収入

(会計年度)

第 1 4 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。
2 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(立木竹の所有権等の権利)

第 1 5 条 協議会は、明治の森箕面自然休養林における立木竹等についての所有権その他一切の権利を有しない。

(明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会との連携)

第 1 6 条 協議会は、明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会による活動との連携に努めるものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、NPO法人みのお山麓保全委員会に置く。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、代表が委員と調整しつつ定めるものとする。

(附則)

- 1 この規約は、平成21年4月23日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第5条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成21年4月23日から平成22年3月31日までとする。

(別表)

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会
委員名簿(案)

(委員)

役職	氏名	団体名等	現職
	河野 猪太夫	NPO法人 自然と緑	理事長
	山本 博	NPO法人 日本森林ボランティア協会	事務局長
事務局	高島 文明	NPO法人 みのお山麓保全委員会	事務局長
	佐中 一彦	清水谷をまもる会	代表
	唐木 実千成	箕面観光ボランティアガイド	代表幹事
	鎌谷 計三	箕面こう楽会	代表
	森明 一夫	箕面里山工房	会長
	米田 和男	みのお里山ふれあいプラットフォーム	会長
	中野 皓三	箕面ナチュラリストクラブ	幹事
	小西 澄子	箕面の森観察会	代表幹事
	松田 信行	箕面の山パトロール隊	隊長

(行政関係委員)

役職	氏名	団体名等	現職
行政関係委員	玉木 優	大阪府北部農と緑の総合事務所	緑地整備課長
行政関係委員	奥 敬一	(独)森林総合研究所関西支所	主任研究員
行政関係委員	角谷 正朝	箕面市教育センター	指導主事
行政関係委員	野澤 昌弘	箕面市農とみどり政策課	課長
行政関係委員	清水 好美	箕面森林環境保全ふれあいセンター	所長
行政関係委員	木山 雅博	箕面ビジターセンター(府みどり公社)	所長

(相談役)

役職	氏名	団体名等	現職
相談役	福田 淳	京都大阪森林管理事務所	所長

(団体名の五十音順、敬称略)

第3号議案

役員選出の件

役員選出について

規約附則 2 の規定に基づき、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会の役員を別紙の通りとすることについて承認を求める。

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会役員名簿（案）

（代表）

氏 名	役 職 等
鎌谷 計三	箕面こう楽会 代表

（監事）

氏 名	役 職 等
中野 皓三	箕面ナチュラルリストクラブ 幹事

第4号議案

事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び
収支予算承認の件

事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算の承認 について

規約第10条第1項（1）に基づき、「全体活動計画（兼平成21年度活動計画）」及び「平成21年度収支予算」を別紙のとおりとすることについて、承認を求める。

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会 全体活動計画（兼平成21年度活動計画）（案）

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」は、明治の森箕面自然休養林（箕面国有林）を対象として、自主的な活動により、同自然休養林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するとともに、関係者の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的として、以下の活動に取り組む。（活動項目には、平成20年度に「箕面自然休養林部会」にて策定した「清水谷ビジョン」の実現に必要な取組が含まれる。）

1．明治の森箕面自然休養林の環境整備・保全（特に、自然景観と生物多様性の確保に配慮した森林環境の整備）

- (1) 外部資金の活用により、あずまや、看板、道標等簡易な施設の整備やシカ防護柵の設置などを行う。
- (2) あずまや、看板、道標等既存施設の維持管理・修繕を行う。
- (3) 眺望確保のための枝落しや切り捨て間伐木の筋置きなどにより、林内の整備を行う。
- (4) 「箕面の山パトロール隊」の主催による「箕面の山大掃除大作戦」に協力する。

2．明治の森箕面自然休養林の活用（ソフト対策の実施に関するものに限る）

- (1) 主に子供を対象とする森林環境教育（ガイドツアー）を実施する。

3．明治の森箕面自然休養林のPR、普及啓発

- (1) 明治の森箕面自然休養林に関するパンフレットの作成・配布を行う。
- (2) 箕面市周辺で開催される各種イベントに出展・協力する。

4．明治の森箕面自然休養林の利用者の安全対策

- (1) 「箕面の山緊急ポイント設置実行委員会」が設置した緊急ポイントの維持管理に協力する。

5．サポーターの募集・選定及び活用

- (1) 近畿中国森林管理局を通じて、「サポーター」の募集を行う。

(2)「サポーター」の意向を踏まえつつ、「サポーター」から提供された資金による事業を実施する。

6．生物多様性の確保に向けた植生調査、希少種（歴史的に希少なものを含む）の保護・増殖等

(1)「箕面自然調査部会」による植生調査を継続する。

(2)平成18年度に清水谷区域に設定したプロット（2箇所）において、間伐実施後の植生変化に関する調査を継続する。

(3)清水谷における生態系調査を実施する。

(4)広葉樹の植栽に向けた幼木や埋蔵種子などの確保に取り組む。

7．その他目的の達成に必要な事業（特定の企業等の商品販売、商業活動に繋がらないものに限る）

(1)意見交換・情報交換のための例会を定期的を開催する。

(2)箕面森林環境保全ふれあいセンターによる「箕面体験学習の森」整備事業との連携を強化する。

(3)協働活動の担い手確保のため、構成団体の拡充に努める。

(以上)

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会
平成21年度収支予算(案)

(収入の部)

単位：千円

科 目	予算額
補助金等収入	1,000
サポーター資金収入	500
事業等収入	0
雑収入	0
前期繰越金	0
収入合計	1,500

(支出の部)

単位：千円

科 目	予算額
事業費	1,500
管理費	0
次期繰越金	0
支出合計	1,500

第5号議案

「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」締結及び更新の件

「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」 締結及び更新について

別紙「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定書」のとおり、近畿中国森林管理局と本協議会が協定を締結することの承認を求める。

また、制度上、本協定の有効期限が平成22年3月31日までの効力となることから、本協定の有効期限を延長するため、協定第13第2項の規定に基づき、協定更新の申し出を行うことの承認を求める。

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する協定書(案)

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）及び箕面自然休養林管理運営協議会（以下「乙」という。）は、「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者が連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、本協定に基づく「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（対象とする「レクリエーションの森」の名称、位置及び面積）

乙が活動を実施するレクリエーションの森の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名 称	明治の森箕面自然休養林
位 置	大阪府箕面市 箕面国有林
面 積	581.96ha

第3（全体活動計画の提出）

- 1 乙は、活動の実施に当たって、あらかじめ協定期間に係る全体活動計画を作成し、甲と調整するものとする。また、協定期間中に全体活動計画を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整するものとする。
- 2 乙は、全体活動計画を作成し又は変更したときは、「レクリエーションの森」における掲示その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙が全体活動計画を作成又は変更する場合に必要な助言及び指導を行うものとする。

第4（整備・管理及び活用の実施等）

- 1 乙は、次の事項により、活動を行うものとする。
 - (1) 毎年度の活動の実施に当たっては、あらかじめ年間活動計画を作成し、甲と調整を行うこと。また、年度途中で年間活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うこと。
 - (2) 毎年度の活動計画及び実績並びに収支予算及び決算については、「レクリ

「レクリエーションの森」における掲示その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告すること。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう、必要な助言及び指導を行うものとする。

第5（安全確保等の措置）

- 1 乙は、乙の活動に参加する者の事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

(2) 万一、活動に伴い事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対し明示するとともに、参加者を傷害保険等に加入させるよう努めること。

- 2 甲及び乙は、相互に連携して「レクリエーションの森」の利用者の安全対策に努めるものとする。

第6（経費の負担）

乙が実施する活動に要する経費は、乙が負担するものとする。

第7（施設の設置等）

乙は、乙が活動の実施に当たって必要となる簡易な施設（別表に定めるものに限る。）を、あらかじめ甲と連絡・調整した上で、当該「レクリエーションの森」内に設置することができるものとする。

第8（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、「レクリエーションの森」における立木竹等についての所有権及び植栽、保育等の作業により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第9（法令等の遵守）

乙は、活動の実施に当たって、当該「レクリエーションの森」に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第10（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第11（他協定の締結）

甲は、本協定のほかに、「レクリエーションの森」の一部を対象として、乙以外の者と「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」以外の協定を締結することができるものとする。他協定の締結に当たっては、甲は、乙に対して、必要に応じて報告を行うものとする。

第12（協定の破棄）

甲は、次に掲げる事項に該当する場合には、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、事前に乙と連絡、調整を図るものとする。

- (1) 「レクリエーションの森」に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用の実施の見込みがない場合又は適切かつ円滑な実施に著しい支障が生じたと認める場合
- (3) 「レクリエーションの森」を廃止する場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (5) 乙が協定の破棄を申し出た場合

第13（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成21年4月23日から平成22年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第14（その他必要な事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、両者記名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年4月23日

協定者 (甲) 近畿中国森林管理局長 朝比奈 清 印

(乙) 箕面自然休養林管理運営協議会 代表
住所 箕面市坊島 4 - 5 - 2 0
箕面市立みのお市民活動センター
N P O 法人みのお山麓保全委員会内
氏名 鎌谷 計三 印

(別表)

簡易な施設の範囲

施設の種類	施設の内容
簡易な建物	組立式仮設建物
簡易な工作物	あずまや、展望所
その他の小規模施設	標識類、基礎を打たない柵類、ベンチ、テーブル等の 小型園地施設、鳥類保護施設(バードバス、給餌台)

(注)「簡易な工作物」とは、コンクリートを用いる等の堅固な基礎を要しない程度のものであるとする。